

[問合せ 県後期高齢者医療広域連合 ☎092-651-3111・健康推進課国保医療係☎42-6607]

後期高齢者医療制度の 保険料率が決まりました

平成20年4月からの、75歳以上(一定の障害のある人は65歳以上)の人が被保険者となって加入する「後期高齢者医療制度」の保険料率が決まりました。
保険料率は、保険料の算定に用いる被保険者均等割額と所得割率をい、県内に住む被保険者の医療費の状況などによって決まります。

保険料はどうやって決まる？

・保険料は、医療給付費(総医療費から自己負担分を除いた費用)の約1割を被保険者全員で負担します。
・被保険者、一人ひとりが納付します。
・保険料の額は、被保険者全員が等しく負担する被保険者均等割額と、一定以上の所得がある被保険者が所得に応じて負担する、所得割額の合計額になります。

個人の保険料はいつ決定？

被保険者一人ひとりの保険料は、制度開始後に決定しますので、保険料に関する通知は、平成20年4月以降に発送します。

[問合せ 健康推進課国保医療係 ☎42-6607]

70〜74歳の医療費窓口負担 1年間は1割のままに

70〜74歳の人の医療費窓口負担割合は、昨年の制度改正時に、平成20年4月から、1割負担から2割負担への引き上げが予定されていましたが、しかし、高齢者医療制度の見直しにともない、平成20年4月から1年間は、窓口負担が1割に据え置かれます。
すでに3割負担の人、後期高齢者医療制度の対象となる人は除きます。
正式に決定すれば、3月に新しい高齢受給者証を発行し、郵送します。

[問合せ 住民課年金係 ☎42-6606]

国民年金保険料 控除証明書の送付

平成19年中に国民年金保険料を納付した人には、控除証明書が次のとおり送付されます。

- 平成19年1月1日から10月1日までの間に、国民年金保険料を納付した人↓11月に証明書が送付されます
- 平成19年10月2日から12月31日までの間に、国民年金保険料を納付した人↓平成20年2月に証明書が送付されます

▼控除専用ダイヤル(3月14日まで)
☎0570・00・9911
▼南福岡社会保険事務所(証明書再交付など)
☎092・552・6128



[問合せ 水道課 ☎22-3361]

筑前町水道情報

昼も夜もたらしく水道の水

日本には約1億2千万もの人たちが住んでいます。人が社会活動をするには、とてもたくさんの水が必要。なぜなら、水がなくてはわたしたちは生きられないし、また、社会のいろいろな仕組みなどを動かすこともできないからです。

日本全国の平均で、一人1日約364ℓの水を使っています。わたしたちのくらしには、こんなにたくさんの水が必要なのです。

つまり、浄水場でつくられた水道の水は昼も夜も少しも休まずに、家庭や会社や商店、あるいは学校や病院、火事の消火、そして工場や交通機関などに送られているのです。

いつでもどこでも安全でおいしい水を使用できるように、様々な施設で常に水道の水を検査しながら、水源から蛇口まで見守られています。日本の水道は、蛇口から直接飲める、世界に誇れる水道です。

町では、水道に加入される人の費用の負担軽減と水道加入促進を目的として「事前加入制度」を設けています。くわしくは水道課へお問い合わせください。



指定工事店の紹介

筑前町水道指定給水装置工事事業者の紹介をします。町の指定を受けた事業者(平成19年12月3日交付分)は下表のとおりです。随時受付・登録を行っていきますので、新たな指定工事店は毎月広報に掲載し紹介します。

筑前町水道指定給水装置工事事業者

(平成19年12月3日交付分)

指定店番号	指定業者名	指定業者住所	電話番号
49	中央設備㈱	筑紫野市杉塚6丁目10番7号	092-923-1144

保険料の計算例

※保険料は10円未満切り捨て

- 単身世帯例①：基礎年金受給者(年金収入79万円)の場合
均等割額(7割軽減)15,280円+所得割額0円=保険料15,280円/年
- 単身世帯例②：平均的な厚生年金受給者(年金収入201万円)の場合
均等割額(2割軽減)40,748円+所得割額44,352円=保険料85,100円/年
- 夫婦世帯例：夫の年金収入201万円、妻の年金収入79万円の場合
夫：均等割額(2割軽減)40,748円+所得割額44,352円=保険料85,100円/年
妻：均等割額(2割軽減)40,748円+所得割額0円=保険料40,740円/年

世帯の総所得金額などに応じて、均等割額が軽減されます。
※軽減の判定にかかる総所得金額などは、「公的年金収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、保険料計算の総所得金額などとは異なる場合があります。

軽減措置があります

軽減措置① 所得の少ない世帯に属する人

軽減割合	住民票上の同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額などの合算額
7割軽減	33万円(基礎控除額)以下の世帯
5割軽減	33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)以下の世帯
2割軽減	33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数以下の世帯

軽減措置② 後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険(※)の被扶養者であった人

平成20年4月に被保険者となる場合

平成20年4月~9月	保険料負担なし
平成20年10月~21年3月	均等割額：9割軽減 所得割額：なし
平成21年4月~22年3月	均等割額：5割軽減 所得割額：なし

被用者保険の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じるための緩和措置として、左表の軽減がされます。
※被用者保険とは、政府管掌保険および健康保険組合、船員保険、共済組合など。国民健康保険はあてはまりません。

